【資料１－１】

令和７年度末に保存期間が満了したファイルの概要

（意見聴取分）

１　ファイル数

実施機関名	廃棄予定			移管予定		
	保存期間30年超	30年以下	計	保存期間30年超	30年以下	計
知事部局	2,419	32,807	35,226	468	651	1,119
企業局	78	911	989	2	2	4
教育委員会	1,369	9,375	10,744	45	17	62
選挙管理委員会		68	68	7		7
人事委員会	21	57	78			
監査委員		23	23	314	5	319
労働委員会		135	135			
収用委員会		3	3			
海区漁業調整委員会		45	45			
内水面漁場管理委員会						
合計	3,887	43,424	**47,311**	836	675	**1,511**

※令和７年度に保存期間が満了するファイルのうち、保存期間の延長を要するファイルは、令和７年度内に保存期間の延長を行っていることから、上の表には含まれない。

２　対象ファイル

今回、意見聴取の対象となるファイルは、公文書の管理に関する条例（令和７年宮城県条例第４５号。以下「条例」という。）の施行日以前から、文書規程（昭和43年宮城県訓令甲第４号。条例の施行に伴い廃止済み。）等の規程により歴史的・文化的価値を有する文書の選定が行われていた実施機関（知事、公営企業管理者、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、労働委員会、収用委員会、海区漁業調整委員会及び内水面漁場管理委員会）が保存する令和７年度末に保存期間が満了するファイルのうち、条例施行日において保存されているファイルである。

なお、次のファイルについては、次回以降の委員会において意見聴取が行われる予定である。

・東日本大震災関連ファイル及び新型コロナウイルス感染症関連ファイル等
・システムエラーにより、廃棄又は保存期間延長の処理が行われなかったファイル等